

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 1 0 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなければならない」を「出勤しなければならない」に改める。

第 8 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「第 1 号様式の 3 による職務専念義務免除願をもって」を「勤務管理システムにより」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 2 号様式による年次休暇簿」を「勤務管理システムにより」に、「第 2 号様式の 2」を「第 2 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 2 号様式の 3 による休暇願をもって」を「勤務管理システムにより」に、「第 1 2 条第 1 項第 2 1 号」を「第 1 2 条第 1 項第 2 2 号」に改め、同条第 3 項中「病気休暇簿（第 2 号様式の 4）」を「第 2 号様式の 2 による病気休暇簿」に改め、同条第 4 項中「願出」を「願い出」に改め、同項第 1 号中「週休日」の次に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第 6 項中「第 2 号様式の 5」を「第 2 号様式の 3」に改め、同条第 7 項中「第 1 2 条第 1 項第 2 4 号」を「第 1 2 条第 1 項第 2 5 号」に、「第 2 号様式の 6」を「第 2 号様式の 4」に改める。

第 1 3 条（見出しを含む。）中「願出」を「願い出」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「退職願」を「当該退職願」に改める。

第 1 6 条第 2 項中「復職願」を「当該復職願」に改める。

第 1 7 条中「毎に」を「ごとに」に改める。

第 1 7 条の 7 第 1 項中「修学部分休業承認申請書（第 7 号様式の 1 0）」を「第 7 号様式の 1 0 による修学部分休業承認申請書」に改める。

第 17 条の 8 第 1 項中「修学状況変更届（第 7 号様式の 11）」を「第 7 号様式の 11 による修学状況変更届」に改める。

第 17 条の 9 中「修学部分休業取消申請書（第 7 号様式の 12）」を「第 7 号様式の 12 による修学部分休業取消申請書」に改める。

第 17 条の 10 第 1 項中「高齢者部分休業承認申請書（第 7 号様式の 13）」を「第 7 号様式の 13 による高齢者部分休業承認申請書」に改める。

第 17 条の 11 第 1 項中「高齢者部分休業変更承認等申請書（第 7 号様式の 14）」を「第 7 号様式の 14 による高齢者部分休業変更承認等申請書」に改める。

第 17 条の 12 第 1 項中「自己啓発等休業承認申請書（第 7 号様式の 15）」を「第 7 号様式の 15 による自己啓発等休業承認申請書」に改める。

第 17 条の 13 第 1 項中「自己啓発等休業状況報告書（第 7 号様式の 16）」を「第 7 号様式の 16 による自己啓発等休業状況報告書」に改める。

第 17 条の 14 中「配偶者同行休業承認申請書（第 7 号様式の 17）」を「第 7 号様式の 17 による配偶者同行休業承認申請書」に改める。

第 17 条の 15 中「配偶者同行休業状況報告書（第 7 号様式の 18）」を「第 7 号様式の 18 による配偶者同行休業状況報告書」に改める。

第 20 条中「第 9 号様式の」を「第 9 号様式による」に改める。

第 22 条第 1 項中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第 25 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 号様式の 3 を削る。

第 2 号様式から第 2 号様式の 4 までを次のように改める。

第2号様式(第10条関係)

年 月 日

〔校長は教育長宛
所属職員は校長宛〕 様

学校名 職名

氏 名

休 暇 届

私は、下記のとおり休暇を受けたいので、お届けします。

記

- 1 休暇の種類
- 2 期 間
- 3 連 絡 先

(備考) 医師又は助産師の証明を添えること。

第 2 号様式の 2 (第 1 0 条関係)

年 分 病 気 休 暇 簿

職名		氏名									
承認 月日	申請 月日	承認				期 間	期 間 の 連 続 性 の 有 無 等	理 由	証 明 書 類 の 有 無	備 考	
		決裁 権者									
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	
・	・					月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時	☐ 有(合計 日) ☐ 無		☐ 有 ☐ 無	

備考 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 「期間の連続性の有無等」の欄には、今回の申請に係る特定病気休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第3項第1号から第3号までに掲げる場合以外の場合における病気休暇をいう。以下同じ。)の期間と前回までの特定病気休暇の期間が連続する場合(連続するものとみなされる場合を含む。)に該当するかについてその有無を記入し、これに該当するときは今回の申請に係る特定病気休暇の日数と前回までに使用した特定病気休暇の日数を合計した日数(当該療養期間中の週休日等の日数を含み1日以外を単位とする特定病気休暇を申請する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数)を記入すること。

第2号様式の3(第10条関係)

要介護者の状態等申出書	
年 月 日	
〔校長は教育長宛 所属職員は校長宛〕 様	
学校名 氏 名	職名
1 要介護者に関する事項	
(1) 氏名	
(2) 職員との続柄	
(3) 職員との同居又は別居の別 □同居 □別居	
(4) 介護が必要となった時期 年 月 日	
2 要介護者の状態	
3 備考	
注1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。	
注2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるよう、具体的に記入する。	

第2号様式の4(第10条関係)

ボランティア活動計画書

学校名 職名

氏名

1 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 活動の種類

☐被災者への支援活動 ☐社会福祉施設等における活動 ☐その他

3 活動場所

施設名等

所在地

電話 ()

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名

☐有 ☐無

団体名

電話 ()

6 備考

注1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等(社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。)を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。

2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名、住所等を記入する。

3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。

第 2 号様式の 5 及び第 2 号様式の 6 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の上尾市立小・中学校職員服務規程（以下「新規程」という。）第 7 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出勤について適用し、施行日前の出勤については、なお従前の例による。
- 3 新規程第 8 条第 3 項の規定は、施行日以後に承認を受けようとする職務に専念する義務の免除について適用し、施行日前に承認を受けようとする職務に専念する義務の免除については、なお従前の例による。
- 4 新規程第 1 0 条第 1 項の規定は、施行日以後に受けようとする年次休暇又は産前産後の休暇について適用し、施行日前に受けようとする年次休暇又は産前産後の休暇については、なお従前の例による。
- 5 新規程第 1 0 条第 2 項の規定は、施行日以後に受けようとする特別休暇（産前産後の休暇を除く。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に受けようとする特別休暇については、なお従前の例による。
- 6 新規程第 1 0 条第 4 項の規定は、施行日以後に承認を受けようとする病気休暇について適用し、施行日前に承認を受けようとする病気休暇については、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市立小・中学校職員服務規程の様式による書類は、新規程の様式によるものとみなす。